

令和6年度第2回高梁市地域公共交通会議【協議事項】決議結果

書面決議：令和6年6月26日集計

【協議事項】地域公共交通計画（地域公共交通確保維持事業）について	
回答項目	委員等（16人）
・承認します	14人
・不承認とします	0人
※意見なし（回答なし）	2人
計	16人

意見：

- ・委員からの意見
計画案について高梁市地域公共交通会議で意見聴取を行い、利用者代表の委員からも承認を得たところである。

備考：

- ・幹線系統を通過する関係市町村に対し、協議会の協議結果を事後共有する旨確認を行っている。

※高梁市地域公共交通会議第5条第2項の規定により、会議は、委員の過半数の出席がなければ開会することはできないとあるが、16名中14名の回答（出席）より、会議は成立している。

※高梁市地域公共交通会議第5条第3項の規定により、会議の議決の方法は、委員による全会一致を原則とするが、同条第4項の規定により、出席した委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決することにより上記協議は「承認」されている。